

## 現在募集中の義援金

### 1. 令和6年能登半島地震災害義援金 ※延長になりました

募集期間 2024年1月5日（金）～2025年12月26日（金）

詳しくは2ページ目をご覧ください。

### 2. 令和6年能登豪雨災害義援金 ※延長になりました

募集期間 2024年9月26日（木）～2025年12月26日（金）

詳しくは4ページ目をご覧ください。

### 3. トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金

募集期間 2025年7月15日（火）～2025年12月26日（金）

詳しくは6ページ目をご覧ください。

### 4. 令和7年8月大雨災害義援金

募集期間 2025年8月29日（金）～2025年10月31日（金）

詳しくは8ページ目をご覧ください。

### 5. 令和7年台風第8号に伴う災害義援金

募集期間 2025年8月4日（月）～2025年12月26日（金）

詳しくは10ページ目をご覧ください。

## 令和6年能登半島地震義援金の募集について

### 1. 趣 旨

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

### 2. 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金

### 3. 受付期間

令和6年1月5日(金)から令和7年12月26日(金)まで ※延長になりました  
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

### 4. 義援金受け入れ口座

#### (1) 指定口座による受入れ

| 金融機関   | 支店名            | 口座番号            | 口座名義                                                              |
|--------|----------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 三井住友銀行 | 東京公務部          | 普通預金<br>0162530 | (ふく) ちゅうおうきょうどうほきんかい<br>(福) 中央共同募金会                               |
| りそな銀行  | 東京公務部          | 普通預金<br>0126815 | (ふく) ちゅうおうきょうどうほきんかい<br>(福) 中央共同募金会                               |
| ゆうちょ銀行 | 00150-6-515791 |                 | ちゅうおうきょうぼれいわろくねんのとほんとうじしんさいがい<br>中央共募令和6年能登半島地震災害<br>ぎえんきん<br>義援金 |

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

※ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常振込手数料は免除されます。

※上記以外の金融機関からの振込については、全国銀行協会より手数料免除の要請が発出されていますが、金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がございますのでご確認ください。

#### (2) 登別市共同募金委員会窓口による受入れ

【場所】登別市共同募金委員会事務局

登別市片倉町6丁目9番地1 登別市社会福祉協議会内

【受付】月曜日から金曜日 9:00～17:30 (祝日を除く)

### 5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

※令和6年12月27日まで

送金先被災地(予定)・・・石川県、富山県、新潟県、福井県

※令和6年12月28日以降

送金先被災地(予定)・・・石川県、富山県、新潟県

## 6. 義援金の配分

中央共同募金会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

## 7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

## 8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

## 9. この要綱は、令和6年12月20日施行です。

## 令和6年能登豪雨災害義援金の募集について

### 1. 趣 旨

令和6年9月21日からの大雨に伴う災害により、多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、石川県内の3市3町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）で災害救助法が発令されました。石川県共同募金会では、この被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

### 2. 義援金の名称

令和6年能登豪雨災害義援金

### 3. 受付期間

令和6年9月26日(木)から令和7年12月26日(金)まで ※延長になりました  
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

### 4. 義援金受け入れ口座

#### (1) 指定口座による受入れ

| 金融機関   | 支店名            | 口座番号          | 口座名義                                                                                  |
|--------|----------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 北國銀行   | 県庁支店           | 普通預金<br>30446 | しゃかいふくしほうじんいしかわけんきょうどうほきんかい<br>社会福祉法人石川県共同募金会<br>れいわ6ねんのとごうさいがいぎえんきん<br>令和6年能登豪雨災害義援金 |
| ゆうちょ銀行 | 00170-7-732071 |               | いしかわけんきょうほれいわ6ねんのとごう<br>石川県共募令和6年能登豪雨<br>さいがいぎえんきん<br>災害義援金                           |

※ 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替手数料は無料。

※ 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は手数料が免除されます。

(ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。)

※ ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※ 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

#### (2) 現金書留による受入れ

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと受付期間内は郵便料金が免除されます。

【送付先】社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階

#### (3) 登別市共同募金委員会窓口による受入れ

【場所】登別市共同募金委員会事務局

登別市片倉町6丁目9番地1 登別市社会福祉協議会内

【受付】月曜日から金曜日 9:00～17:30（祝日を除く）

### 5. 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

## 6. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

この募集要綱は石川県共同募金会のホームページからも取得できます。

### [該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

## 7. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

## 8. この要綱は、令和6年9月26日から施行とする。

この要綱は、令和6年10月11日から施行とする。(第2版)

この要綱は、令和7月1月15日から施行とする。(第3版)

## トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金の募集について

## 1. 趣 旨

トカラ列島近海を震源とする地震の群発により、令和7年7月3日、鹿児島郡十島村に災害救助法が適用され、多くの島外避難者が出る事態となりました。鹿児島県共同募金会では、この災害で被害を受けられた方々を支援するため、義援金の募集を実施いたします。

## 2. 義援金の名称

トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金

## 3. 受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年12月26日（金）まで

## 4. 義援金受け入れ口座

## (1) 指定口座による受入れ

| 金融機関   | 支店名                         | 口座番号                | 口座名義                       |
|--------|-----------------------------|---------------------|----------------------------|
| 鹿児島銀行  | 県庁支店                        | 普通<br>3 0 4 6 9 1 1 | 福) 鹿児島県共同募金会               |
| 南日本銀行  | 県庁支店                        | 普通<br>1 1 5 7 3 9 0 | 福) 鹿児島県共同募金会               |
| ゆうちょ銀行 | 0 0 9 5 0 - 6 - 1 9 8 6 5 7 |                     | 鹿児島県共募トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金 |

※ 各銀行の振込用紙または振込取扱票を使用してください。

※ 鹿児島銀行、南日本銀行、全国のゆうちょ銀行（郵便局含む）の窓口での本支店間の振込手数料は無料扱いとなります。

※ 上記以外の金融機関からの振込・振替やＡＴＭ及びインターネットバンキングを利用したの振り込みについては振込手数料がかかりますのでご注意ください。

## (2) 現金書留による送金（受付期間内は料金免除）

〒890-8517

鹿児島県鹿児島市鴨池新町1丁目7号

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

※宛名の面に「救助用」と明記してください。

(3) 登別市共同募金委員会窓口による受入れ

【場所】登別市共同募金委員会事務局

登別市片倉町6丁目9番地1 登別市社会福祉協議会内

【受付】月曜日から金曜日 9:00～17:30 (祝日を除く)

## 5. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

この募集要綱は鹿児島県共同募金会のホームページからも取得できます。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

## 6. 義援金の配分

お預かりした義援金は、鹿児島県、鹿児島県共同募金会、日本赤十字鹿児島県支部等で構成される義援金配分委員会により配分基準等を決定し、市町村を通じて被災者の皆様にお届けします。

## 7. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

<問い合わせ先>

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

〒890-8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1丁目7号 県社会福祉センター2階

TEL: 099-257-3750 FAX: 099-259-4068

## 令和 7 年 8 月大雨災害義援金の募集について

### 1. 趣 旨

令和 7 年 8 月に発生した大気圧や前線による大雨により、各地で浸水や土砂崩れなど人的及び家屋への被害が発生し、石川県内の 1 市、山口県の 1 市、熊本県の 6 市 5 町、鹿児島県の 4 市、秋田県の 1 市に災害救助法が発令されました。中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

### 2. 義援金の名称

令和 7 年 8 月大雨災害義援金

### 3. 受付期間

令和 7 年 8 月 29 日(金)から令和 7 年 10 月 31 日(金)まで  
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

### 4. 義援金受け入れ口座

#### (1) 指定口座による受入れ

| 金融機関   | 支店名   | 口座番号            | 口座名義                                                       |
|--------|-------|-----------------|------------------------------------------------------------|
| 三井住友銀行 | 東京公務部 | 普通預金<br>0162529 | ふく ちゅうおうきょうどうほきんかい<br>(福) 中央共同募金会<br>さいがいぎえんきんぐち<br>災害義援金口 |
| りそな銀行  | 東京公務部 | 普通預金<br>0162529 | ふく ちゅうおうきょうどうほきんかい<br>(福) 中央共同募金会                          |

※ 三井住友銀行 同行本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料。

※ りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行の本支店間の窓口及び A T M からの振り込み手数料は無料。

※ 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

#### (2) 登別市共同募金委員会窓口による受入れ

【場所】登別市共同募金委員会事務局

登別市片倉町 6 丁目 9 番地 1 登別市社会福祉協議会内

【受付】月曜日から金曜日 9:00～17:30 (祝日を除く)

### 5. 義援金の送金

お預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

### 6. 義援金の配分

義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

## 7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。寄付者が中央共同募金会の義援金受付口座へ直接振込をした場合は、「義援金募集要綱と振込票控え」が「免税証明書」となり、本会発行の領収書がなくても寄付金控除申請（確定申告）が可能です。

### [該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

## 7. その他

災害義援金のみを取り扱います。救済物資・物品は取り扱いません。

## 8. この要綱は、令和7年9月2日施行です。

## 令和 7 年台風第 8 号に伴う災害義援金の募集について

## 1. 趣 旨

令和 7 年 7 月 27 日から 28 日にかけて沖縄大東島地方に襲来した台風 8 号によって家屋等への浸水など多大な被害が発生し、南大東村及び北大東村に災害救助法が適用されました。

沖縄県共同募金会では、台風 8 号で被災された方々を支援するため、義援金の募集を実施いたします。

## 2. 義援金の名称

令和 7 年台風第 8 号に伴う災害義援金

## 3. 受付期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

## 4. 義援金受け入れ口座

（1）指定口座による受入れ

## 【振込先①】

| 金融機関      | 支店名  | 店番    | 種類 | 口座番号          | 口座名義                                |
|-----------|------|-------|----|---------------|-------------------------------------|
| 琉球銀行      | 石嶺支店 | 3 2 3 | 普通 | 3 3 5 4 0 8   | ふく おきなわけんきょうどうぼきんかい<br>(福) 沖縄県共同募金会 |
| 沖縄銀行      | 石嶺支店 | 1 4 3 | 普通 | 1 4 1 2 2 8 1 |                                     |
| 沖縄海邦銀行    | 汀良支店 | 2 8   | 普通 | 1 8 7 9 4 5   |                                     |
| 沖縄県農業協同組合 | 首里支店 | 4 0 1 | 普通 | 2 1 6 2 3     |                                     |
| コザ信用金庫    | 安里支店 | 1 9   | 普通 | 1 4 3 8 4 3   |                                     |

【振込先②】※窓口にて「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。

| 金融機関   | 口座記号番号                      | 口座名義                                                      |
|--------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ゆうちょ銀行 | 0 0 9 7 0 - 1 - 2 1 3 6 7 4 | おきなわけんきょうどうぼきんかいたいふう 8 ごうさいがいぎえんきん<br>沖縄県共同募金会台風 8 号災害義援金 |

※ 各金融機関の本・支店窓口での振込手数料は無料です。

※ 上記以外の金融機関から送金する場合、振込手数料が必要です。

※ A T M、インターネットバンキングを利用した場合の振込は手数料が必要です

（2）登別市共同募金委員会窓口による受入れ

【場所】登別市共同募金委員会事務局

登別市片倉町 6 丁目 9 番地 1 登別市社会福祉協議会内

【受付】月曜日から金曜日 9：00～17：30（祝日を除く）

## 5. 義援金の配分

義援金は、沖縄県、沖縄県共同募金会、日本赤十字社沖縄県支部等で構成される義援金配分委員会により配分基準等を決定し、南大東村及び北大東村を通じて被災者の皆様にお届けします。

## 6. 税制上の取り扱い

この義援金は、確定申告における税制優遇措置の適用対象となります。  
確定申告に際しては、金融機関で受け取る「振込金受取書・払込み受付書」又は「振替払込請求書兼受領書」（ゆうちょ銀行）に本募集要綱を添えてご提出ください。

### [該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

## 7. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

### 附則

この要綱は、令和7年8月4日から施行します。

### 附則

この要綱は、令和7年8月13日から施行します。

### 附則

この要綱は、令和7年8月19日から施行します。

### <問い合わせ先>

社会福祉法人沖縄県共同募金会

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟 4 階

TEL : 098-882-4353 FAX : 098-882-4270

E-mail : akaihane@okishakyo.or.jp

